



平成 29 年 5 月 1 日

各 位

会社名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 卓也
(コード番号 7951 東証第1部)
問合せ先 広報部長 澤瀬 勉
(TEL 03-5488-6601)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 22 日に開催予定の第 193 期定期株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 29 年 3 月 27 日付「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にてご案内のとおり、経営における監督と執行の分離を一層明確にし、取締役会による監督機能の強化と執行のスピードアップを図ることを目的に指名委員会等設置会社に移行します。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び執行役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とするものであります。
- (3) 責任限定契約を締結することができる役員等を「社外取締役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く）」に変更するものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定期株主総会開催日 平成 29 年 6 月 22 日（木）

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更箇所です)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、 <u>指名委員会等設置会社として</u> 、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ② <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> ③執行役 ④会計監査人
第5条 (省略) 第2章 株 式	第5条 (現行どおり) 第2章 株 式
第6条～第10条 (省略) (株主名簿管理人) 第11条 (省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め</u> 、これを公告する。 3 (省略)	第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>執行役社長が定め</u> 、これを公告する。 3 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第13条 (省略) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の <u>取締役</u> がこれにあたる。	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u> 2 株主総会の議長は、 <u>予め取締役会の決議により定めた取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役または執行役がこれにあたる。</u>
第15条～第18条 (省略)	第15条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (省略)	第19条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役を選定する。</u> 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。	(取締役会長) 第20条 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長を定めることができる</u> 。 (2項削除)
第21条 (省略)	第21条 (現行どおり) (削除)
(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 前項により定めた取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、予め取締役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、予め取締役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条 (省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第27条 (1項新設)	(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条 (省略)	第27条 (現行どおり) (削除) (削除)
第5章 監査役及び監査役会	
(監査役の員数及び選任方法) 第29条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、予め監査役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録) <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(社外監査役の責任限定契約) <u>第36条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u>
(新設)	(委員の選定) <u>第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</u>
(新設)	<u>第6章 執行役</u>
(新設)	(執行役の選任) <u>第29条 当会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>
(新設)	(任期) <u>第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	(代表執行役及び役付執行役) <u>第31条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u> 2 前項に定めるほか、取締役会の決議により執行役社長1名を選定する。また、役付執行役若干名を定めることができる。
(新設)	(執行役の責任免除) <u>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>
第6章 会計監査人 <u>第37条～第38条</u> (省略)	第7章 会計監査人 <u>第33条～第34条</u> (現行どおり)
第7章 計 算 <u>第39条～第42条</u> (省略)	第8章 計 算 <u>第35条～第38条</u> (現行どおり)